

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

				資料番号	72-3	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	根拠条項	16	不利益処分の種類	食鳥処理衛生管理者認定講習会の改善命令		
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（抄）（平成三年三月二十五日号外政令第五十二号） （改善命令）							
第十六条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。							
＜第十一条＞ （講習会の実施義務）							
第十一条 法第十二条第五項第四号の登録を受けた講習会（以下「登録講習会」という。）の実施者は、正当な理由がある場合を除き、登録講習会の実施に関する計画を作成し、これに従って登録講習会を実施しなければならない。							
2 登録講習会の実施者は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により登録講習会を実施しなければならない。							
3 登録講習会の実施者は、登録講習会の実施前に、第一項の規定により作成した計画をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。							
＜厚生労働省令で定める基準＞							
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（抄）（平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号） （講習会の実施の基準）							
第十七条 令十一条第二項の厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。							
一 受講者の履歴書、勤務した事務所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。							
二 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること。							
三 第十四条に定めるところにより登録講習会を行うこと。							